

施設機械設備点検・整備積算基準等の運用について（平成26年3月24日付け25農振第2142号農村振興局整備部長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後

現 行

別 紙

施設機械設備点検・整備積算基準等の運用

別 紙

施設機械設備点検・整備積算基準等の運用

第1 一般共通

1 ~ 2 [略]

3 点検・整備原価

3-1 ~ 3-3 [略]

3-4 共通仮設費

1) [略]

2) 派遣費

推定される業者の最も近い工場所在地またはそれに準じた場所から必要に応じた回数の旅費等を計上する。

第1 一般共通

1 ~ 2 [略]

3 点検・整備原価

3-1 ~ 3-3 [略]

3-4 共通仮設費

1) [略]

2) 派遣費

推定される業者の最も近い工場所在地またはそれに準じた場所から必要に応じた回数の旅費等を計上する。

[派遣費算定例]

……旅行日 ———— 点検・整備作業 宿泊 日額旅費

ケース	算定条件	旅費	日当・宿泊費	賃金・点検整備間接費
1	ライトバン 片道 80km (一般道 80km)  点検整備工(2級相当) 4人  0.25日 0.25日 ×……⊙———⊙……× 作業  (ライトバン移動時間 6時間 未満より旅行日往復 0.5日 計上)	ライトバン損料 (80/30=2.7h) 運転 1日当たり損料(YSH1) 3時間まで 0,000円×2日=0,000円 ガソリン00円×15.7ℓ (往復) =0,000円 計 0,000円 (宿泊地から現場間の移動に 関する費用は直接経費(率)に 含まれているため計上しない)	「2級以下相当4人」 日当 0,000円×2日=0,000円 宿泊費乙 0,000円×1泊=0,000円  点検・整備工(2級相当以下) 1人当たり 00,000円 00,000円×4人=00,000円	点検整備工賃金 賃金×0.5日×4人=賃金計  点検整備間接費 賃金計×点検整備間接费率
2	ライトバン 片道 195km (高速道 120km、一般道 75km)  点検整備工(2級相当) 4人 0.5日 0.5日 ×……⊙———⊙……× 作業  (ライトバン移動時間 6時間 以上より旅行日往復 1.0日 計上)	ライトバン損料 (120/80+75/30=4.0h) 運転 1日当たり損料(YSH1) 4時間 0,000円×2日=0,000円 ガソリン00円×23.2ℓ (往復) =0,000円 計 0,000円+高速料金 (宿泊地から現場間の移動に 関する費用は直接経費(率)に 含まれているため計上しない)	「2級以下相当4人」 日当 0,000円×2日=0,000円 宿泊費乙 0,000円×1泊=0,000円  点検・整備工(2級相当以下) 1人当たり 00,000円 00,000円×4人=00,000円	点検整備工賃金 賃金×1.0日×4人=賃金計  点検整備間接費 賃金計×点検整備間接费率

(注) 1. 各単価については、当該年度の単価による。

[派遣費算定例]

……旅行日 ———— 点検・整備作業 宿泊 日額旅費

ケース	算定条件	旅費	日当・宿泊費	賃金・点検整備間接費
1	ライトバン 片道 80km (一般道 80km)  点検整備工(2級相当) 4人  0.25日 0.25日 ×……⊙———⊙……× 作業  (ライトバン移動時間 6時間 未満より旅行日往復 0.5日 計上)	ライトバン損料 (80/30=2.7h) 運転 1日当たり損料(YSH1) 3時間まで 0,000円×2日=0,000円 ガソリン00円×15.7ℓ (往復) =0,000円 計 0,000円 (宿泊地から現場間の移動に 関する費用は直接経費(率)に 含まれているため計上しない)	「2級以下相当4人」 日当 0,000円×2日=0,000円 宿泊費乙 0,000円×1泊=0,000円  点検・整備工(2級相当以下) 1人当たり 00,000円 00,000円×4人=00,000円	点検整備工賃金 賃金×0.5日×4人=賃金計  点検整備間接費 賃金計×点検整備間接费率
2	ライトバン 片道 195km (高速道 120km、一般道 75km)  点検整備工(2級相当) 4人 0.5日 0.5日 ×……⊙———⊙……× 作業  (ライトバン移動時間 6時間 以上より旅行日往復 1.0日 計上)	ライトバン損料 (120/80+75/30=4.0h) 運転 1日当たり損料(YSH1) 4時間 0,000円×2日=0,000円 ガソリン00円×23.2ℓ (往復) =0,000円 計 0,000円+高速料金 (宿泊地から現場間の移動に 関する費用は直接経費(率)に 含まれているため計上しない)	「2級以下相当4人」 日当 0,000円×2日=0,000円 宿泊費乙 0,000円×1泊=0,000円  点検・整備工(2級相当以下) 1人当たり 00,000円 00,000円×4人=00,000円	点検整備工賃金 賃金×1.0日×4人=賃金計  点検整備間接費 賃金計×点検整備間接费率

(注) 1. 各単価については、当該年度の単価による。

2. 旅行日は、往復の計算で6時間未満の場合は0.5日、6時間以上の場合は、1.0日計上する。
3. 旅費については、原則ライトバンで計上する。
4. 高速料金は別途計上する。
5. 点検・整備作業が連続で実施できない場合は、必要に応じた回数の旅費等を計上する。
6. 日当・宿泊費の単価は「国家公務員等の旅費に関する法律」を準用する。

### 3) 宿泊費

宿泊費算出における点検整備工の標準編成人員は表-1・1を標準とする。

表-1・1 点検整備工標準編成人員

区 分	標準編成人員(人/班)	備 考
用排水ポンプ設備	8	管理運転点検
	6	目視点検
河川用等水門設備 ダム用水門設備	3	管理運転点検
	3	目視点検
	4	年点検

[宿泊費算定例]

ケース	算定条件	宿 泊 費
1	河川用等水門設備 点検整備工計 40人	点検・整備作業日数 40÷4=10日 日額旅費(～29日) 0,000×9日×30/22×4人=000,000円
2	ダム用水門設備 点検整備工計 180人	点検・整備作業日数 180÷4=45日 日額旅費(～29日) 0,000×29日×30/22×4人=0,000,000円 日額旅費(～59日) 0,000×15日×30/22×4人= 000,000円 合計 0,000,000円

- (注) 1. 各単価については、当該年度の単価による。  
 2. 現場到着日、出発日で1日点検・整備作業が実施できるものとし、日額旅費の算出は、作業日数1日とする。  
 3. 作業日数は、点検整備工計÷標準班編成人員で算出し、小数点以下1位を四捨五入単位止めとする。  
 4. 月標準作業日数30/22を考慮するものとする。ただし、5日以下の場合には適用しない。  
 5. 日額旅費の単価は「農林水産省職員日額旅費支給規則」を準用する。

### 4 一般管理費 [略]

### 第2 ～ 第3 [略]

2. 旅行日は、往復の計算で6時間未満の場合は0.5日、6時間以上の場合は、1.0日計上する。
3. 旅費については、原則ライトバンで計上する。
4. 高速料金は別途計上する。
5. 点検・整備作業が連続で実施できない場合は、必要に応じた回数の旅費等を計上する。

[新設]

### 3) 宿泊費

宿泊費算出における点検整備工の標準編成人員は表-1・1を標準とする。

表-1・1 点検整備工標準編成人員

区 分	標準編成人員(人/班)	備 考
用排水ポンプ設備	8	管理運転点検
	6	目視点検
河川用等水門設備 ダム用水門設備	3	管理運転点検
	3	目視点検
	4	年点検

[宿泊費算定例]

ケース	算定条件	宿 泊 費
1	河川用等水門設備 点検整備工計 40人	点検・整備作業日数 40÷4=10日 日額旅費(～29日) 0,000×9日×30/22×4人=000,000円
2	ダム用水門設備 点検整備工計 180人	点検・整備作業日数 180÷4=45日 日額旅費(～29日) 0,000×29日×30/22×4人=0,000,000円 日額旅費(～59日) 0,000×15日×30/22×4人= 000,000円 合計 0,000,000円

- (注) 1. 各単価については、当該年度の単価による。  
 2. 現場到着日、出発日で1日点検・整備作業が実施できるものとし、日額旅費の算出は、作業日数1日とする。  
 3. 作業日数は、点検整備工計÷標準班編成人員で算出し、小数点以下1位を四捨五入単位止めとする。  
 4. 月標準作業日数30/22を考慮するものとする。ただし、5日以下の場合には適用しない。

[新設]

### 4 一般管理費 [略]

### 第2 ～ 第3 [略]